

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01405

研究課題名（和文）Platformerの法的責任に関する一考察—契約責任のフロンティア

研究課題名（英文）The Duties and Liability of the Platform Operator

研究代表者

三枝 健治（Saigusa, Kenji）

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：80287929

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：今日、取引の情報化により大きな存在感を示しているプラットフォーム取引について、その適正化を図ることが実務的に重要となっている。関連する議論が先行して進められているEU法の調査と分析から明らかになったのは、プラットフォーム取引の適正化には公法的規制と私法的規制が考えられること、プラットフォーム事業者に課される義務にはサービスの適切な提供体制を整備する義務と透明性を確保する義務の2つが考えられること、義務違反の効果としてどのような場合にいかなる責任を認めるかについてなお見解に争いがあることである。こうしたプラットフォーム事業者の義務と責任のいっそうの明確化が残された課題である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

プラットフォーム取引の適正化のために我が国で用意された法律は、目下、いわゆる取引デジタルプラットフォーム消費者保護法のみで、それ以外にどのような法規制がプラットフォーム取引の適正化のために必要となるかは、今後後の解釈論・立法論にそれは委ねられている。

そのような状況の下、関連する法制を既に整え、また、さらに整えようと議論がされているEU法の最新動向を調査・分析することで、本研究は、この主題についてのあるべき準則の方向性を示そうとする点に大きな社会的意義が認められるとともに、帰責の根拠としての義務と義務違反時の責任のそれぞれの内容について理論的な視座を与える点で学術的意義も認められる。

研究成果の概要（英文）：How to regulate the platform operator is now the important problem, as the platform is more widely used for the transactions in the information society. As follows are the results of research and analysis of the EU law which already has and is now preparing the relevant rules; first there could be the public as well as the private law regulations on the platform operator, second the duties of the platform operator could be categorized in the two kinds, those are the duties to establish and manage the proper services system and the duties to assure the transparency of the system, and third there could be the arguments on the liability for breach of duties. The tasks which we still have after this study is to more clarify the duties and the liability of the platform operator.

研究分野：民法

キーワード：プラットフォーム 情報化

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

現在、情報化社会の急速な進展に伴い、法制度もこれに対応する必要が理論的にも実務的にも高まりつつある。この情報化の影響は取引にも及び、次の2つの形で取引の情報化が生じている。すなわち、1つが取引内容の情報化、もう1つが取引方法の情報化である。

にかかわる問題の1つとして、近時、オンライン取引において重要性が増しつつあるプラットフォーム取引の適正化が喫緊の課題となっている。そこで、本研究は、これまでについて研究を重ねてきたことから、その延長線上で、の問題であるプラットフォーム事業者の顧客に対する法的責任を検討し、この課題に取り組むこととした。

2. 研究の目的

本研究は、プラットフォーム事業者の顧客に対する法的責任を検討し、そのあるべき準則を提案することを目的とするものである。プラットフォーム事業者は、ビジネスの基盤として利用可能なプラットフォームを販売業者等に提供しているだけで、その販売業者等が顧客に販売した商品等について、自らは販売していない以上、契約上の責任を顧客に負うことはないと考えられている。

しかし、各国でプラットフォーム事業者に何ら責任がないとの立場は批判され、その責任を肯定しようとする動きが活発になっている。そこで、本研究は、主にこの分野について先行して議論が展開されている EU 法の最新動向を調査し、契約責任の理論的な再検討にも取り組みながら、実務上解決が急務なプラットフォーム事業者の法的責任について、解釈論・立法論的な提言を考察することにした。

なお、プラットフォーム事業者の販売業者等に対する競争法上の規制の考察もプラットフォーム取引の適正化にとって重要な課題であるが、本研究の直接的な目的から除外した。

3. 研究の方法

本研究は、主に比較法的な文献調査と分析を中心的な手段に実施した。EU では、参考となる法制が実際に既に制定されている又は今後制定される見込みが高いことから、EU 法に関連する文献資料を網羅的に収集・分析し、我が国の法制に適合したプラットフォーム事業者の法的責任のあり方を検討する材料とした。文献資料の収集・分析にあたっては、どのような責任が問題となっているか、その責任を基礎づける根拠は何か、以上2点に特に着目した。

4. 研究成果

(1) 日本の法制

プラットフォーム取引の適正化のために我が国で用意された法律がいわゆる取引デジタルプラットフォーム消費者保護法である。これにより、プラットフォーム事業者は、プラットフォーム上に出品した販売業者等の身元情報を開示する義務を顧客に対して負うとされるが、それ以外は販売条件の適正な表示等について努力義務を負うとされるにとどまる。この法律を出発点にしつつ、さらにプラットフォームの義務と責任をより具体的に明確化にすることが重要であり、それは今後の解釈論・立法論に委ねられている。

(2) EU の法制その1 - DSA

プラットフォーム事業者に対する規制として、EU では2022年に Digital Services Act (以下では DSA) が新たに制定され、世界的に注目を集めている。DSA は公法上の規制で、違法な情報の流布に伴うリスクからサービス利用者等を保護することを目的に、情報社会サービス提供者、特に大規模プラットフォーム提供者を含む、仲介サービス提供者の「責任」と「義務」を規律する。

一方で、違法な情報が流布した場合の事後の「責任」について、DSA は、従前の E-Commerce Directives の枠組みを承継し、プラットフォーム事業者は自身の情報を流布させたわけではなく、単に他人の情報を仲介しただけの立場にあることを理由に、限定的な責任を負うにとどまるとされる (DSA 第2章)。しかし他方で、DSA の下、プラットフォーム事業者は違法な情報が流布するのを阻止しうる立場にあることを理由に、各種の事前の「義務」を新たに負うとされる。このように予防的な義務を広く課されるのは、デジタル市場において仲介サービス提供者の存在感が飛躍的に増加し、違法な情報の流布に伴うリスクが拡大しつつある状況に照らし、「安全で予測可能な信頼できるオンライン環境」の整備が必要になっているからである。

こうした義務は、(a) 仲介サービスの適切な提供体制を整備する義務と、(b) 透明性を確保する義務の2つに大別され、それぞれ、仲介サービス提供者、プラットフォーム提供者を含む全てのホスティングサービス提供者、プラットフォーム提供者、大規模なプラットフォーム提供者の4つの規制対象者に応じて、階層的にその内容が強化される。例えば、(a) につ

いては、で等しく連絡先窓口の設置を求められるが、それに加え、では違法情報の通知の受付とそれへの対応、では内部苦情体制等の整備、さらにではシステムのリスク評価とリスク軽減の措置と、義務の内容が加重される。また、(b)については、で等しく仲介サービスの利用制限の方針を利用規約上明示することが求められるが、それに加え、では利用制限の理由の説明、では利用制限等の件数報告、さらにでは各種の年次報告書の公開と、やはり義務の内容が加重される。

こうした違法な情報の流布を予防する義務の拡充は、プラットフォーム取引の適正化に資するが、なお限界もある。1つは、以上の義務違反の責任は行政罰で、義務違反を理由とした個別の被害者に対する責任については直接には規律されていないこと、もう1つは、問題となる責任はプラットフォームを介して違法な情報が流布されたことについてで、プラットフォームを介して不適切な商品等の販売がされたことについてではないことである。

(3) EUの法制その2 - ELIモデル原則

以上の限界に対処する公式のEU法は今の時点で存在しない。しかし、それに備え、非公式なモデル法が制定されるに至っている。ヨーロッパ法律協会が2020年に策定したオンラインプラットフォームに関するモデル準則（Model Rules on Online Platforms、以下ではモデル原則と略称）がそれである。このモデル準則は、プラットフォーム事業者と利用者の関係に公正と透明性を確保するための準則の提供を目的に策定された私法的規制である。確かに、モデル準則は、任意の団体が策定した拘束力のない準則でしかない。しかし、それでもEU各国の法律家の議論を経て成案となったものであり、あるべき準則と注目されている。

モデル準則によれば、プラットフォーム事業者は、利用者一般、顧客、商品等提供者のそれぞれに対し、義務を負うとされ、それらの義務は、やはり(a)システムの公正さを担保する義務と、(b)透明性を確保する義務に大別される。例えば、(a)について言えば、プラットフォーム事業者は、で契約条項の開示が義務づけられたうえ、で販売者等の身元情報の提供、また、で解約料等の情報の提供が求められる。(b)について言えば、プラットフォーム事業者は、で不適切利用時の対処等が義務づけられたうえ、消費者への連絡手段の提供が求められる。

これらの義務に違反した場合に、プラットフォーム事業者は、損害賠償責任を負うとともに、契約上の履行義務も次の3つの場合に顧客に対して負うとされる。すなわち、ア)プラットフォーム事業者自身を販売業者等と顧客において正当にも信頼した場合、イ)プラットフォーム事業者が販売業者等に対して支配的影響力を及ぼしていると顧客において正当にも信頼した場合、ウ)プラットフォーム事業者自身が商品等について保証した場合である。

ただし、このうち、イ)についてはそのような責任の是非、また、仮に是とした場合の責任が認められる範囲をめぐって見解が対立している。

(4)まとめ

以上のEU法の調査と分析から明らかとなったのは、プラットフォーム取引の適正化には、公法的規制と私法的規制が考えられること、プラットフォーム事業者には、(a)サービスの適切な提供体制を整備する義務と、(b)透明性を確保する義務の2つが課されること、また、それらの義務は、プラットフォーム事業者の規模に応じて段階的に強化され、また、誰に対する義務かで内容が変わりうること、義務違反の効果としてどのような場合にいかなる責任を認めるかは見解に争いがあることが明らかとなった。反面、を踏まえて義務の内容をいっそう特定すること、その際、公法的規制と私法的規制で義務の内容に違いを認めるべきか検討すること、義務違反の責任の性質と内容を巡る見解の対立が何に起因するのかを明らかにすることが今後の課題であることも同時に確認された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計17件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 .
2. 論文標題 「判批（名古屋高判令2・1・16）」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 現代民事判例研究会編『民事判例26 2022年後期』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 74-77
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 .
2. 論文標題 「デジタルサービス法（DSA）とオンラインプラットフォームに関するELIのモデル準則 その連続性と非連続性」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 千葉 恵美子編『デジタル化社会の進展と法のデザイン』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 106-146
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 587
2. 論文標題 「アメリカの広告規制 全体像」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 REPORT JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 588
2. 論文標題 「アメリカの広告規制 対象の広告・その1」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 REPORT JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 589
2. 論文標題 「アメリカの広告規制 対象の広告・その2」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 REPORT JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 590
2. 論文標題 「アメリカの広告規制 規制の対象者」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 REPORT JARO	6. 最初と最後の頁 18-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 .
2. 論文標題 「プラットフォーム提供者の契約責任 支配的影響論の考察を中心に」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都筑満雄ほか編『民法・消費者法理論の展開：後藤巻則先生古稀祝賀論文集』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 253-282
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 別冊ジュリスト259号
2. 論文標題 解説「75. 増築とそれに伴う日照被害 大阪高判平4.1.28平成3年(ネ)第1216号」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 山野目章夫ほか編『マンション判例百選』（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 152-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 .
2. 論文標題 「134.本人による無権代理人の相続」から「136.無権代理人と本人を順次相続した者と無権代理行為の効力」までの代理に関する計3判例の解説	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 松本恒雄ほか編『判例プラクティス民法 I 総則・物権〔第2版〕』（信山社）	6. 最初と最後の頁 143-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 後藤巻則 = 三枝健治ほか	4. 巻 83
2. 論文標題 「シンポジウム記録 転換期の民法・消費者法」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法（有斐閣）	6. 最初と最後の頁 3-55
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 .
2. 論文標題 「4. 契約締結の際の説明義務」	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 千葉恵美子ほか編『Law Practice民法 II 債権編〔第5版〕』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 21-26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 9
2. 論文標題 「契約不適合責任の現代化：取引の情報化を受けて（特集 民法と消費者法）」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 消費者法研究	6. 最初と最後の頁 141-192
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 1199
2. 論文標題 「民法・消費者法における契約責任の現代的課題：取引の情報化を受けて（日本私法学会シンポジウム資料 転換期の民法・消費者法）」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 42-50
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 477
2. 論文標題 「ケースで考える債権法改正(第15回)賃借人の賃借物返還義務・原状回復義務・収去義務」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 91-98
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 481
2. 論文標題 「ケースで考える債権法改正(第19回)保証：事業債務の個人保証人の保護を中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 46-54
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 485
2. 論文標題 「ケースで考える債権法改正(第23回)債務引受：併存的債務引受と免責的債務引受の関係をを中心に」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 89-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 三枝健治	4. 巻 別冊ジュリスト 249
2. 論文標題 「判例解説(37 金の商品先物取引の委託契約における将来の金の価格)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 河上正二 = 沖野真已編 『消費者法判例百選 第2版』	6. 最初と最後の頁 92-93
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 三枝健治
2. 発表標題 「民法・消費者法における契約責任の現代的課題 取引の情報化を受けて」(シンポジウム『転換期の民法・消費者法』)
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 山本敬三監修/大澤彩 = 三枝健治 = 田中洋	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 305
3. 書名 『有斐閣ストゥディア民法 = CIVIL LAW 5』(このうち、59~84頁、172~250頁担当)	

1. 著者名 丸山 絵美子、吉永一行、伊藤栄寿、三枝健治共著/森田宏樹監修	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 381
3. 書名 『ケースで考える債権法改正』(このうち、145~195頁、211~224頁、313~328頁、343~358頁担当)	

1. 著者名 三枝健治分担執筆 / 鎌田薫編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 346
3. 書名 『新基本法コンメンタール債権 2』(このうち、143～150頁分担執筆)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------